

【平成24年第2回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

平成24年6月22日 まちづくり委員長 山田 益男

- 「議案第92号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

「議案第93号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画に関する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

- * 本議案は、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画区域の一部区域の建築物等に制限をかけるものであるが、地区計画区域のうち本議案の区域外の対応について

本議案は、登戸土地区画整理事業の進捗を踏まえ、具体的な建築の制限である地区整備計画を定める等の都市計画の変更を行うことに伴い、建築物等の外観に使用する色彩の制限を行うものである。本議案の区域外においては、事業の進捗を踏まえ、住民と合意形成を図りながら、必要に応じて地区計画の変更を行っていく。

- * 本議案を提出するに当たり、制限をかける区域内の住民との合意形成について

登戸土地区画整理事業区域内では、住民と協力を図りながらまちづくりを進めることを目的とした「まちづくり推進協議会」が設置され協議を行っている。その協議会の提案により、建築物等の形態意匠の制限や建築物等に係る制限を行っているため、住民の合意は得られていると考えている。

- * 建築物等の形態意匠の制限に伴う街並み誘導に対する補助制度の創設の可能性について

建築物等の形態意匠の制限に伴い、新たに建築物等の設置を行う際の補助制度の創設は、過度な制約をかける内容ではないので、検討していない。しかし、必要に応じて地区まちづくり育成条例などの制度を活用しながら街並み誘導に関する支援などを行い、住民の理解が得られるよう努めていく。

《意見》

- * 本議案における制限や登戸土地区画整理事業の進捗を踏まえ、順次行われる制限により、区域内の住民が不安などに陥らないよう、説明会の開催などを行い、理解が得られるよう周知に努め、登戸土地区画整理事業が停滞することがないように推進していただきたい。

《議案第92号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第93号の審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第100号 市道路線の認定及び廃止について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第103号～第112号 訴えの提起について」

《一括審査の理由》

いずれも市営住宅の建物明渡請求の訴えに関する内容であるので、10件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

- * 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分へ移行することによる居住者への対応について

市営住宅は、市民生活の安定と福祉の増進を目的とし、低所得者を対象とした住宅であるため、地方自治法第180条の規定による市長の専決処分へ移行したとしても、現在の居住者への対応は変わらず、居住者の収入状況の把握に努め、必要に応じて相談等を行い、悪質な居住者に対してのみ建物明渡請求を行っていく。

- * 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分へ移行することによる事務手続き期間の短縮について

市営住宅の建物明渡請求の訴えを提起する際には、市独自の要綱や基準に基づき、おおむね3か月毎に議案を提出するための手続きを行っている。今後、地方自治法第180条の規定による市長の専決処分へ移行することにより、議案として提出しないため、事務手続きが、議案の作成から議決までに要していた約4か月が短縮されることとなり、滞納対策に関する処理の迅速化が図られると考える。

《意見》

- * 市営住宅の建物明渡請求の訴えを行う際には、市独自の要綱や基準に基づき、手続きを行ってきたが、地方自治法第180条の規定による市長の専決処分へ移行しても、福祉的な要件で居住している居住者に対しては、明渡請求をすることがないよう制度の運用を行っていただきたい。
- * 市営住宅の建物明渡請求の訴えの要綱や基準等の変更を行うときには、議会への報告を行っていただきたい。

《議案第103号～第112号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第115号～第124号 和解について」

《一括審査の理由》

いずれも市営住宅の建物明渡請求の和解に関する内容であるので、10件を一括して審査

《議案第115号～第124号の審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第3号 よみうりランド内の巨大な盛り土の安全性に関する請願」

≪審査結果≫

取り下げ承認

○「賃貸住宅居住者等の居住の安定の確保を求める意見書（案）」

≪審査結果≫

全会一致意見書提出